

公益の約束に関する紛争処理手順 2020年2月1日

以下は、公益の約束に関する紛争処理手順 (PICDRP) に適用されるものとします。本手順の記載事項はいずれも、ICANN による、仕様書 11 を含むがそれに限定されない、レジストリ契約の条項のいずれかの施行権限を制限するとは解釈しないものとします。本手順の記載事項はいずれも、レジストリオペレータが仕様書 11 への非順守を改定するポリシー、手順または慣行を自主的に修正、あるいは同書 11 への順守を自主的に改善する権限を、当該の修正が本レジストリ契約に順守しているかぎり、制限するとは解釈しないものとします。

A. レジストリオペレータの順守義務

1. レジストリオペレータは、レジストリ契約にしたがって、仕様書 11 に順守します。
2. 各レジストリオペレータは、ICANN から転送されたレポートを受け取るための順守連絡先を指定します。レジストリオペレータの順守連絡先は、仕様書 11 に記載の公益活動 (PIC) について非順守の苦情に関して、当事者が提出した ICANN からのレポートを受け取ります。
3. レジストリオペレータは、PIC 非遵守の苦情についてのレポートを速やかに審査および対応し、必要な場合は、いずれかの非順守事項を修正します。
4. レジストリオペレータは、PIC について非順守の苦情に関するレポートの受領、調査および応答を文書として取りまとめ、当該のレポートに関する文書を PICDRP にしたがって、ICANN の要求に応じて、ICANN に提供します。
5. レジストリオペレータは、その PIC について非順守の苦情に関連した記録およびレポートを、非順守が報告された日付から起算して三 (3) 年間 (法令ないしは ICANN による承認により同期間より短くすることが義務付けられていないかぎり) 保管し、かつ要求に応じて ICANN に提供します。
6. ICANN は、PICDRP に詳細規定のとおり、レジストリ契約の条項にしたがって、これらの記録を審査することができます。

B. ICANN 予備審査プロセス

1. 通知要件と予備審査

1.1 レジストリオペレータによる PIC に順守しない gTLD の運用に関係した作為または不作為の結果損害を受けたと思う個人あるいは団体 (「報告者」) は、この手順により、当該のレジストリオペレータによる非順守事項を報告することができます。

1.2 報告者は、オンラインフォームに記入し、ICANN に PIC レポートを作成しなければなりません。PIC レポートの記載内容では、PIC のどこが当該レポートの基本となるかを明確にし、かつ PIC 非順守の原因を具体的に記載の上、その証拠となる文書を含めなければなりません。報告者は、報告した非順守によってどのような損害を受けたかについて詳細に記載しなければなりません。報告者は、当該のレジストリオペレータが、下記の 2 項に記載のとおり、報告者との相談を要求した場合は、会議への参加に同意しなければなりません。報告者が PIC レポートの記入フィールドに必要な事項をすべて記載しない場合、ICANN が PIC レポートを閉じ、それ以上行動を取らない原因となります。

1.3 ICANN は、PIC レポートの予備審査を実施し、レポートが完璧であること、および非順守事項が1つ以上の PIC について請求していることを確認します。ICANN は、報告者が適切な立場に立っているか、および5項で規定した常習者ではないかについても確認します。ICANN による予備審査の目的は、当該の申立の利点の評価ではなく、報告者が報告義務事項のすべてを完了したかを評価することです。特に、ICANN は、報告者が以下に該当しないかを審査します。(i) 適切な当事者であることを特定していること、(ii) レジストリオペレータが少なくとも1つ以上の PIC に順守していないことを確認していること、(iii) 報告者がどのように損害を受けたかを申し立てていること、および(iv) 請求の根拠を記載し、かつ非順守に関するレポートの証拠となる適切な文書を提出していること。

1.4 PIC レポートが予備審査を通過しなかった場合、ICANN は報告者とレジストリオペレータにその旨を通知し、PIC レポートは閉じられます。

2. PIC レポートと会議

2.1 PIC レポートが ICANN の予備審査を通過した場合、ICANN は当該のレポートおよび報告者の補足レポート書類をレジストリオペレータに(順守連絡先を通じて)転送し、PIC レポートがレジストリオペレータに転送されたことを報告者に通知します。

2.2 PIC レポートを ICANN から受け取った後、レジストリオペレータは、報告者との相談に関する要求を電子メールで報告者に伝えます。当該の要求はいずれも、当該の会議を実現することを目的としており、レジストリオペレータの連絡情報ならびにレジストリオペレータの相談の意向を記載した文書が含まれているものとします。報告者は、要求された会議に参加しなければならないが、同会議は、電子メールまたは電話会議により実施するか、あるいは両当事者が同意した場合は、対面式会議で実施することができます。この要求された会議に報告者が実証可能かつ正当な事由なく参加しない場合、ICANN は PIC レポートを閉じ、報告者とレジストリオペレータの両者にその旨通知されます。

2.3 ICANN が PIC レポートを順守連絡先に送付した日付から起算して30日の間で、レジストリオペレータは、報告者と、当該の要求された会議を実施します。レジストリオペレータが30日の期間内にかかる会議を実施しなかった場合、3.2項に記載のとおり、同会議の実施権を放棄したものとみなされ、PIC レポートは ICANN に引き戻され、3項により、順守に関する審査が実施されます。

2.4 報告者が30日の期間中に当事者が PIC レポートで提起した問題を解決できた場合、レジストリオペレータは ICANN にその旨を通知し、ICANN に(報告者にコピーで)同案件が解決したことを示す適切な証拠を提供するものとします。レジストリオペレータはパート A に記載のとおり、PIC レポートおよび解決の記録を保管しなければなりません。

2.5 PIC レポートで提起した問題は、30日の期間中に解決されなかった場合、報告者は3項にしたがって ICANN にその旨を通知し、続いて ICANN は詳細な審査を実施します。レジストリオペレータが上記2.2項にしたがって会議を要求し、要求された会議に報告者が参加しなかった場合、ICANN は、報告者の不参加の証拠を要求し、必要な場合、同会議への不参加に関して報告者に追記書類を発行します。レジストリオペレータおよび/または報告者は、要求された会議および報告者の不参加の証拠を ICANN による要求から五(5)日以内に提供しなければなりません。この要求された会議に報告者が実証可能かつ正当な事由なく参加しない場合、ICANN は PIC レポートを閉じる根拠となり、また報告者とレジストリオペレータの両者にその旨通知されます。

3. ICANN による順守審査および調査

3.1 ICANN は、順守調査を続行するか、または執行措置を講じるかを判断する場合、この要求された会議への報告者の不参加を考慮するものとします。

3.2 問題は解決されていないとする、報告者またはレジストリオペレータによる 2.5 項の通知から十 (10) 営業日以内に、ICANN は、レジストリオペレータが PIC レポートに記載の申立内容にかかわらず、PIC に順守していたと判断と、その背景となる基本理由とあわせて提供することを要求します。続いて、レジストリオペレータは、ICANN の説明要求に十 (10) 営業日以内に応答します。

3.3 ICANN が受け取った PIC レポート (報告者によるいずれかの補足レポート書類を含む) および ICANN の説明要求に対するレジストリオペレータの応答を参照にして、特定の事案について順守調査が妥当かどうかを決定します。ICANN は ICANN の独自判断により、4 項にしたがって、1 つ以上のレポートに関して常任パネルを選任して、あるいは順守調査を直接実施するかを選択することができます。また、実施する場合、ICANN は、レジストリオペレータに速やかにその旨通知します。レジストリオペレータは、ICANN の要求から十 (10) 営業日以内に、要求された情報の適正な提供を含め、ICANN の調査部と協力しなければなりません。

3.4 ICANN または 4 項で規定されている常任パネルは、適正と規定された内容にしたがって、レジストリオペレータによる応答が ICANN への契約遵守義務を満たしているかを確認します。上記パート A による義務への順守についてレジストリオペレータがまとめた文書は、仕様書 11 に順守しているものと判断されます。ICANN の調査結果がレジストリオペレータがパート A に順守していないことの実証程度に応じ、ICANN は、レジストリ契約 4.3 項にしたがって直接的に、レジストリオペレータの義務の執行に移行するか、あるいは常任パネルに意見を求め、ICANN の同事案の処理続行を通知するかのいずれかを選択することができます。いずれの場合も、ICANN は、レジストリオペレータと報告者の両者に、レジストリ契約 4.3 項にしたがった執行措置を求めるか、常任パネルの意見を求める、あるいはそれ以降特に措置を講じないかの決定を通知するものとします。ICANN は、PIC レポートで提起された問題が当事者間で解決したと確認した場合、当該の確認をもって ICANN が PIC レポートを閉じる根拠とし、報告者とレジストリオペレータの両者にその旨通知します。

4. 常任パネル

4.1 3 名で構成されるパネル (常任パネル) は、ICANN が経費を負担する ICANN が任命するものとします。常任パネルの役割は、ICANN の要求時、レジストリオペレータが上記パート A の義務に順守しているかを評価することです。

4.2 いずれの評価もそれに先立ち、同パネルの全構成員は、同パネル構成員にとって既知の、あるいはパネル構成員の公平性または独立性について疑義を持たれる可能性が妥当となる事実あるいは状況をいずれも、ICANN に公開しなければなりません。ICANN は、報告者ならびにレジストリオペレータに当該の公開情報および任命されたパネリスト名を提供します。ICANN が独自判断により、あるいは当事者の 1 つの要求により、同パネル構成員による情報公開が当該構成員の公平性を欠くと見られる可能性が妥当であるとした場合、当該のパネル構成員を交代するものとします。

4.3 報告者またはレジストリオペレータが ICANN に提供する関連 PIC、PIC レポート (報告者の補足レポート書類を含む) およびレジストリオペレータの応答 (ある場合) (すなわち、2.2 項に記載の当事者による会議に起因するレジストリオペレータの文書による応答、あるいは 3.2 項にしたがって、ICANN に提供されるレジストリオペレータの説明) は、常任パネルの順守説明の基本となり、常任の評価期間開始時に常任パネル、報告者およびレジストリオペレータに提供されます。常任パネルの評価に関する、および説明期間内の常任パネルと ICANN との間の通信は、ICANN が報告者とレジストリオペレータに提供します。欠点のある、例外的な状況、追加証拠は判断材料とせず、ヒアリングは行いません。常

任パネルと報告者あるいはレジストリオペレータとの間で直接コミュニケーションを行いません。レジストリオペレータと報告者との間で PIC レポート作成後に交換された情報は、常任パネルの要求および同パネルの独自判断により、検討できるものとします。

4.4 常任パネルは、評価結果を ICANN に報告するものとし、ICANN は、同結果をレジストリオペレータおよび報告者に提供するものとします。

4.5 常任パネルは、PIC レポートに関連する常任パネルの順守評価が必要とする ICANN からの通知を受け取ってから 15 日以内に評価結果を ICANN に報告します。

4.6 常任パネルが、レジストリオペレータが PIC に順守していることを確認した場合、ICANN はそのレポートを閉じ、報告者およびレジストリオペレータの両者に閉じたことをメールにより通達します。

4.7 常任パネルがレジストリオペレータが PIC に順守していないことを確認した場合、ICANN は、執行通知書により当該のレジストリオペレータにその旨を通知するとともに、同レジストリオペレータは非順守の解決および講じた修正方法の ICANN への通知を 30 日以内に行うものとします。ICANN は、報告者にレジストリオペレータの非順守およびその結果による執行通知を通知するものとします。

4.8 レジストリオペレータが 4.7 項で規定の ICANN 通知の受取後、非順守を解決していない場合、ICANN は、独自の判断により、妥当な場合は適切な修正措置を決定し、執行プロセスを続行します。万ーレジストリオペレータが執行決定に異議がある場合、独自判断により、レジストリ契約に規定の紛争処理メカニズムを利用することができるものとします。

5. 常習者

5.1 PIC レポートの初回審査で ICANN は、レジストリオペレータが過去にパート A の義務に順守していないことがあったため、常習者と特定されるか、あるいは報告者が常習者と特定されるかを確定するものとします。

5.2 過去連続 3 年間を参照に、レジストリオペレータが常習者として確定されることに関連した要素は、以下を含みますが、それらに限定されません。

- a. ICANN のレジストリオペレータに対する予備審査を満足させる以前の PIC 申立/苦情の重大度
- b. TLD に存在する登録数に関連する PIC 苦情数
- c. PIC への非順守のパターンまたは慣行の有無

5.3 過去連続 3 年間を参照に、報告者が常習者として確定されることに関連した要素は、以下を含みますが、それらに限定されません。

- a. レジストリオペレータに有利な裁定が下された、報告者が作成した PIC レポートの数
- b. 2.2 項にしたがって、報告者がレジストリオペレータに会わない、また相談しないことが原因で PIC レポートが閉じられた回数
- c. 報告者が非順守の苦情を記載していない PIC レポートを作成した回数

d. 報告者は ICANN の初回審査を通過しなかったレポートの作成パターンまたは慣行があるかどうか

5.4 ICANN は、常習者であることが確認されたレジストリオペレータに対して、経済的制裁を課すことができます。ICANN は、常習者であることが確認された報告者からのその後の報告を拒むことができます。

5.5 ICANN による PIC レポートの処理に、常習者を特定するための方法が含まれる場合は、それに関わる決定を PICDRP プロセスで、またはその他の時点で随時行うことができます。